

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和4年12月22日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官  
(説明員) (職員福祉局)  
役田職員福祉課長

### 議題

フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関する人事院規則15-14  
(職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正

### 議事の概要

- 議題「フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関する人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
  - ・ 職員に対する周知や、各府省に対する制度運用の支援を適切に実施してほしい。
  - ・ 各府省に提供した周知用資料等が現場まで届くようにフォローしてほしい。また、勤務時間制度に関する各府省への助言・指導を適切に実施してほしい。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関する  
人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の一部改正について

令和4年12月22日  
職員福祉局

本年7月、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」において、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を早期に実施すべきとの中間報告が取りまとめられた。これを受けて、8月の勧告時報告においては、この提言の内容を基本として、関係各方面と調整の上、令和5年4月から実施されるよう、人事院規則等の改正などの必要な措置を速やかに講ずることを表明した。

本年11月、別紙の措置要綱案を各府省及び職員団体に提示したところ、措置内容に影響を及ぼすような意見は寄せられなかった。なお、各府省からは、制度の運用に必要となる内規や表計算アプリによるフレックスタイム制・休憩時間の申告様式について参考例の提供を求める意見等が寄せられた。また、職員団体からは、職員が制度を理解しやすいリーフレット等の作成を求める意見等が寄せられた。これらの意見に対しては、内規や表計算アプリによる申告様式の例、職員向け周知用資料を作成して各府省に提供することとした。

以上を踏まえ、措置要綱案に係る措置を講じるため、次のとおり必要な人事院規則及び人事院公示の改正を行うこととした。

1 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正（人事院規則15—14—40）……別紙1

(1) フレックスタイム制の柔軟化

① 割振り基準の柔軟化

ア 基本的枠組み

フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準（1日の最短勤務時間数、コアタイム、フレキシブルタイム）について、一定の幅を持った形で現行よりも柔軟化し（基本的枠組み）、各府省がその範囲内で業務の実情等に応じて府省・部署ごとに最適な割振り基準のパターンを設定できるよう、表1～3のとおり改める（下線部分が改正事項）。

【改正後の規則15—14第3条第1項・第2項、第4条の3第1項】

表1 1日の最短勤務時間数

職員の類型	改正前	改正後
一般の職員	<u>6時間</u>	<u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員	2時間	2時間 <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
特定専門スタッフ職員 (公務能率向上に特に資すると認める場合)	2時間	
(上記以外)	<u>4時間</u>	<u>一般の職員と同じ</u>
矯正医官	2時間	2時間 <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
育児介護等職員	<u>4時間</u> (これを下回ることができる日(#))を職員が週1日まで設定可(週休日を追加して設ける週を除く))	<u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> (これを下回ることができる日(#))を職員が週1日まで設定可(週休日を追加して設ける週を除く))

表2 コアタイム

職員の類型	改正前	改正後
一般の職員	毎日 <u>5時間</u> 9時～16時の間に設定	毎日 <u>(表1の※の日を除く)</u> <u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> 9時～16時の間に設定
特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員	1日以上 <u>2～4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	1日以上 <u>(表1の※の日を除く)</u> <u>2～4時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定
特定専門スタッフ職員 (公務能率向上に特に資すると認める場合)	1日以上 <u>2～4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	
(上記以外)	毎日 <u>2～4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	<u>一般の職員と同じ</u>
矯正医官	毎日 2時間 9時～16時の間に設定	毎日 <u>(表1の※の日を除く)</u> 2時間 9時～16時の間に設定
育児介護等職員	毎日 (表1の#の日を除く) <u>2～4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	毎日 (表1の#の日を除く) <u>2～4時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定

表3 フレキシブルタイム

職員の類型	改正前	改正後
一般の職員 特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員 特定専門スタッフ職員 矯正医官 育児介護等職員	7時～22時	5時～22時

#### イ 基本的枠組みよりも更に柔軟化する場合

フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準について、上記アの基本的枠組みよりも更に柔軟化することが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、各省各庁の長が人事院と協議して、更に柔軟な割振り基準のパターンを府省・部署ごとに設定できることとする。また、そのパターンが人事院が定める基準に適合するものであるときは、人事院との協議を要しないものとする。

この人事院との協議は、改正規則の施行日前においても行うことができることとする。

【改正後の規則15—14第3条第5項、第4条の3第2項、規則15—14—40附則第3条】

#### ウ 段階的かつ計画的に柔軟化する場合

フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準について、上記アの基本的枠組みによることが困難である場合には、各省各庁の長が人事院と協議して、各府省において、業務体制の確保や勤務時間管理のシステム化など、柔軟化したフレックスタイム制を適切に運用するための対応を行っている期間に限って、現行の割振り基準を府省・部署ごとに適用できることとする。

この人事院との協議は、改正規則の施行日前においても行うことができることとする。

【規則15—14—40附則第2条、規則15—14—40附則第3条】

#### ② 割振り変更の事由の追加

(2)②のとおりフレックスタイム制の場合における職員の申告を考慮した休憩時間の設定を導入することに伴い、職員から休憩時間の申告があった場合には、当該申告を考慮して休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更できることとする。

【改正後の規則15—14第4条第3項第2号、第4条の4第4項第2号】

## (2) 休憩時間制度の柔軟化

## ① 連続勤務時間の規制の柔軟化

官執勤務制又はフレックスタイム制により勤務時間を割り振る場合において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、休憩時間を置く時間帯にかかわらず、連続する正規の勤務時間が6時間30分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができるよう改める。

【改正後の規則15—14第7条第2項】

## ② フレックスタイム制の場合における職員の申告を考慮した休憩時間の設定の導入

フレックスタイム制により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について休憩時間の基準に適合する申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。また、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

この休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとする。

【改正後の規則15—14第7条第4項・第5項】

2 人事院規則19—0（職員の育児休業等）の一部改正（人事院規則19—0—16）  
……別紙2

1(1)のとおりフレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準を柔軟化することに合わせて、フレックスタイム制の適用を受ける育児短時間勤務職員の勤務の形態について、次の表4～6のとおり改める（下線部分が改正事項）。

表4 1日の最短勤務時間数

職員の類型	現 行	改正案
育児短時間勤務職員	2時間	2時間 <u>（これを下回ることができる日を職員が週1日まで設定可）</u>

表5 コアタイム

職員の類型	現 行	改正案
育児短時間勤務職員	なし	なし

表6 フレキシブルタイム

職員の類型	現 行	改正案
育児短時間勤務職員	<u>7時</u> ～22時	<u>5時</u> ～22時

また、改正規則の施行の際現にフレックスタイム制の適用を受ける育児短時間勤務職員の勤務の形態については、なお従前の例によることとする。

3 人事院事務総長に対する勤務時間等関係権限の委任のための人事院公示（平成6年人事院公示第14号）の一部改正……別紙3

上記1の人事院規則の改正に伴い、次の人事院の権限を人事院事務総長に委任する等の改正を行う。

- ① 上記1(1)①イのとおり、協議に応ずること及び人事院が定めることとされている基準について定めること

【改正後の平成6年公示第14号第2項第2号(2の4)】

- ② 上記1(1)①ウのとおり、協議に応ずること

【改正後の平成6年公示第14号第2項第2号の2】

- ③ 上記1(2)②のとおり、人事院が定めることとされている事項について定めること

【改正後の平成6年公示第14号第2項第2号(4)】

4 公布日、施行日等

公布日・公示日 : 令和5年1月20日

施行日・効力発生日 : 令和5年4月1日

(ただし、上記1(1)①イ・ウのとおり改正規則の施行日前においても人事院との協議を行うことができる旨の改正及び上記3①・②の協議に応ずることの権限委任の改正については、公布日・公示日)

以 上

# フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関する措置要綱案

令和4年11月  
人事院職員福祉局

## I フレックスタイム制の柔軟化

テレワークやフレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものである。

現行のフレックスタイム制は、職員が官署で共に勤務することを前提に、職員による勤務時間の選択の幅が比較的狭くなっている。一方、昨今、テレワークが広がってきていることに伴い、コミュニケーションツールや勤務時間管理システムなど、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となる環境が整備されてきている。

このような状況等を踏まえ、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するよう、次のとおりフレックスタイム制の柔軟化を行う。

### 1 割振り基準の柔軟化

#### (1) 基本的枠組み

##### 〔説明〕

フレックスタイム制の柔軟化については、各府省・部署の業務の状況や勤務時間管理のシステム化の状況などにより、その最適な程度が異なる。このため、フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準（1日の最短勤務時間数、コアタイム、フレキシブルタイム）について、一定の幅を持った形で現行よりも柔軟化した基本的枠組みを人事院規則で定める。その上で、各府省が基本的枠組みの範囲内で業務の実情等に応じて府省・部署ごとに最適な割振り基準のパターンを内規で設定できることとする。

あわせて、フレックスタイム制の適用を受ける育児短時間勤務職員の勤務の形態について、1日の最短勤務時間数及びフレキシブルタイムを柔軟化する。

## フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準等

表1 1日の最短勤務時間数

職員の類型	現 行	改正案
一般の職員	<u>6時間</u>	<u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員	2時間	2時間 <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
特定専門スタッフ職員 (公務能率向上に特に資すると認める場合)	2時間	
(上記以外)	<u>4時間</u>	<u>一般の職員と同じ</u>
矯正医官	2時間	2時間 <u>(これを下回ることができる日(※)を各省各庁の長が週1日まで設定可)</u>
育児介護等職員	<u>4時間</u> (週1日(#))はこれを下回ることができる(週休日を追加して設ける週を除く))	<u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> (週1日(#))はこれを下回ることができる(週休日を追加して設ける週を除く))
育児短時間勤務職員	2時間	2時間 <u>(週1日はこれを下回ることができる)</u>

表2 コアタイム

職員の類型	現 行	改正案
一般の職員	毎日 <u>5時間</u> 9時～16時の間に設定	毎日(表1の※の日を除く) <u>2～4時間で各省各庁の長が定める時間</u> 9時～16時の間に設定
特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員	1日以上 2～ <u>4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	1日以上(表1の※の日を除く) 2～ <u>4時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定
特定専門スタッフ職員 (公務能率向上に特に資すると認める場合)	1日以上 2～ <u>4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	
(上記以外)	毎日 2～ <u>4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	<u>一般の職員と同じ</u>
矯正医官	毎日 2時間 9時～16時の間に設定	毎日(表1の※の日を除く) 2時間 9時～16時の間に設定
育児介護等職員	毎日(表1の#の日を除く) 2～ <u>4.5時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定	毎日(表1の#の日を除く) 2～ <u>4時間</u> で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定
育児短時間勤務職員	なし	なし



表3 フレキシブルタイム

職員の類型	現 行	改正案
一般の職員 特定研究職員 任期付研究員 研究支援職員 特定専門スタッフ職員 矯正医官 育児介護等職員 育児短時間勤務職員	7時～22時	5時～22時

注) 職員の類型については変更しない。

- ・ 特定研究職員：研究職俸給表適用職員（試験所、研究所等の長及び次長を除く。）
- ・ 任期付研究員：任期付研究員法の規定により任期を定めて採用された職員
- ・ 研究支援職員：試験研究業務の遂行を支援する業務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）
- ・ 特定専門スタッフ職員：専門スタッフ職俸給表適用職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員等
- ・ 矯正医官：矯正施設の長である矯正医官以外の矯正医官であって、矯正施設外の医療機関、大学等における医療に関する調査研究若しくは情報の収集・交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの
- ・ 育児介護等職員：小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校等に就学している子を養育する職員、配偶者、父母、子、配偶者の父母等であって、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員等
- ・ 育児短時間勤務職員：育児休業法の規定により育児短時間勤務をしている職員

#### 【措置内容】

#### 【人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正】

- ・ フレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準（a 1日の最短勤務時間数、b コアタイム、c フレキシブルタイム）を次のとおりに改める。
  - ① 一般の職員（特定専門スタッフ職員（フレックスタイム制により勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に特に資すると認める場合以外）を含む。）
    - a 勤務時間は、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分等とするものとし、区分期間<sup>注1)</sup>ごとにつき1日を限度として各省各庁の長があらかじめ一定の日を定める場合は、当該一定の日（休日等を除く。）については、当該各省各庁の長があらかじめ定める時間未満とすることができるものとすること。
    - b 月曜日から金曜日まで（aの一定の日を除く。）の午前9時から午後4時までの時間帯において、標準休憩時間<sup>注2)</sup>を除き、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ

定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務する①の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

c 始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

② 特定研究職員、任期付研究員、研究支援職員、特定専門スタッフ職員（フレックスタイム制により勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合（特定専門スタッフ職員にあっては、公務の能率の向上に特に資すると認める場合に限る。））

a 勤務時間数は、1日につき2時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分等とするものとし、区分期間<sup>注1)</sup>ごとにつき1日を限度として各省各庁の長があらかじめ一定の日を定める場合は、当該一定の日（休日等を除く。）については、2時間未満とすることができるものとすること。

b 月曜日から金曜日までの5日間（aの一定の日を除く。）のうち1日以上の日の午前9時から午後4時までの時間帯において、標準休憩時間<sup>注2)</sup>を除き、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務する②の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

c 始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

③ 矯正医官（フレックスタイム制により勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合）

a・b 月曜日から金曜日まで（区分期間<sup>注1)</sup>ごとにつき1日を限度として各省各庁の長があらかじめ一定の日を定める場合は、当該一定の日を除く。）の午前9時から午後4時までの時間帯において、標準休憩時間<sup>注2)</sup>を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する2時間がその一部となるようにすること。ただし、休日等については、7時間45分等とすること。

c 始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

④ 育児介護等職員

[※ 現行と同じく週休日を週1日まで追加して設けることができる。]

a 勤務時間は、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分等とするものとし、区分期間<sup>注1)</sup>（追加して設ける週休日を含む区分期間<sup>注1)</sup>を除く。）ごとにつき1日（bにおいて「特例対象日」とい

う。) (休日を除く。) については、当該各省各庁の長があらかじめ定める時間未満とすることができるものとする。

b 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、標準休憩時間<sup>注2)</sup>を除き、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務する④の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

c 始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

#### 【人事院規則19—0（職員の育児休業等）の一部改正】

- ・ フレックスタイム制の適用を受ける育児短時間勤務職員の勤務の形態について、1日の最短勤務時間数及びフレキシブルタイムを次のとおりに改める。
  - a・c 1日につき午前5時から午後10時までの間において2時間以上勤務すること。ただし、区分期間<sup>注1)</sup>ごとにつき1日については、1日の勤務時間が2時間未満となるように勤務することができるものとする。

注1) 区分期間：単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）

注2) 標準休憩時間：各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して定める標準的な休憩時間

## (2) 基本的枠組みよりも更に柔軟化する場合

### 〔説明〕

各府省において、基本的枠組みよりも更に柔軟な割振り基準のパターンを府省・部署ごとに内規で設定しようとする場合には、人事院と協議を行い、人事院において、職員の健康及び福祉が確保されることを確認することとする。

ただし、深夜（22時～翌日5時）において勤務することが業務上必要やむを得ないと認められる場合において、その深夜がまたがる両日について、業務上必要最小限の深夜の時間を含むように勤務時間を割り振るとともに、次のi～iiiのいずれかの時間帯に勤務時間を割り振らないときは、人事院との協議を要しないこととする。

- i 午前5時から標準休憩時間の終わる時刻までの時間帯
- ii 標準勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯

## iii 標準休憩時間の始まる時刻から午後10時までの時間帯

この取扱いについては、現在、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」において勤務間インターバル確保の方策について検討が行われていることから、その結論を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

## 【措置内容】

## 【人事院規則15—14の一部改正】

- ・ 各省各庁の長は、フレックスタイム制による勤務時間の割振りについて、1(1)①～④の基準（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）によらないことができるようにすることが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事院と協議して、これらの基準について別段の定めをすることができることとする。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、協議を要しないこととする。

## 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部改正】

- ・ 人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。人事院と協議した別段の定めを変更する場合においても、同様とする。
  - ア 別段の定めをする基準を適用しようとする職員の範囲
  - イ 別段の定めを必要とする理由
  - ウ 別段の定めの内容
  - エ その他必要な事項
- ・ 各省各庁の長は、人事院と協議した別段の定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。
- ・ 上記の人事院規則の後段の「人事院が定める基準」は、特定の日（以下「深夜」という。）の午後10時から翌日の午前5時までの時間（以下「深夜」という。）において勤務することが業務上必要やむを得ないと認められる場合において、当該特定の日及び当該翌日（いずれも週休日を除く。）について、1(1)①～④の基準（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないで、次に掲げる基準に適合するものとなるようにフレックスタイム制により勤務時間を割り振ることとする。
  - ア 当該特定の日及び当該翌日の双方又は一方の勤務時間が、当該深夜の全部又は一部を含むこと。この場合において、当該深夜に割り振る勤務時間は、

業務上必要最小限のものとする。

イ 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

i 当該特定の日及び当該翌日の双方の勤務時間が、午前5時から標準休憩時間の終わる時刻までの時間帯を含まないこと。

ii 当該特定の日及び当該翌日の双方の勤務時間が、標準勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯を含まないこと。

iii 当該特定の日及び当該翌日の双方の勤務時間が、標準休憩時間の始まる時刻から午後10時までの時間帯を含まないこと。

### (3) 段階的かつ計画的に柔軟化する場合

#### 〔説明〕

柔軟化したフレックスタイム制を適切に運用する上では、業務態勢の確保が必要となるとともに、勤務時間管理のシステム化が有効である。この観点からは、内閣人事局の勤務時間管理システムや、マクロ機能を活用した表計算アプリによる申告の電子化等、フレックスタイム制の利用・活用が進んでいる府省における取組を参考として、各府省において適切に対応することが重要である。

これらの対応を行っている期間において、各府省は、人事院と協議の上、現行のフレックスタイム制を府省・部署ごとに適用できることとし、段階的かつ計画的な柔軟化を許容することとする。ただし、勤務時間管理のシステム化が未対応であるため柔軟化したフレックスタイム制を導入できない状況が長く続くことは適当ではない。

#### 〔措置内容〕

##### 【人事院規則15—14の一部改正】

- ・ 改正後の規則に定める基準により勤務時間を割り振ることが困難である職員のフレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準については、各省各庁の長が人事院と協議して、一定の期間を限って、なお従前の例によることができることとする。

##### 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間において行うものとする。
  - ア 従前の例によることとしようとする職員の範囲
  - イ 改正後の規則に定める基準によることが困難である理由
  - ウ 従前の例によることとしようとする期間

## エ その他必要な事項

- ・ 各省各庁の長は、従前の例による必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

## 2 当初の割振り期限の見直し

## 〔説明〕

単位期間開始のなるべく直前に業務の状況や職員の事情を踏まえて職員による申告や各省各庁の長による勤務時間の割振りを行うことが可能となるよう、1(1)①～③の職員について、当該単位期間に係る当初の割振りを行う期限を「できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日まで」から「単位期間の開始以前」に改める。(1(1)④の育児介護等職員については、現行でも「単位期間の開始以前」)

## 〔措置内容〕

## 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 1(1)①～③の職員について、当該単位期間に係る当初の勤務時間の割振りは、「単位期間の開始以前に行うものとし、」「できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする」とされているところ、「単位期間の開始以前に行うものとする」と改める。

## 3 その他

## (1) 割振り変更の事由の追加

## 〔説明〕

Ⅱ2のとおりフレックスタイム制の場合における職員の申告を考慮した休憩時間の設定を導入することに伴い、職員から休憩時間の申告があった場合には、当該申告どおりに休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更できることとする。

## 〔措置内容〕

## 【人事院規則15—14の一部改正】

- ・ フレックスタイム制による勤務時間の割振りを変更することができる場合として、職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において当該申告どおりに変更するときを加える。

## (2) 申告簿・割振り簿の参考例の削除

## 〔説明〕

職員による申告や各省各庁の長による勤務時間の割振りについては、勤務時間管理のシステム化が進行していることを踏まえ、申告簿・割振り簿の参考例を削除する。

## 〔措置内容〕

## 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 申告簿及び割振り簿を作成する際の参考例を削除する。

## (3) 職員への周知事項の追加等

## 〔説明〕

1 のとおり割振り基準を柔軟化することに伴い、職員への周知事項として、各省各庁の長が定める場合のア 1日の最短勤務時間数とイ 1日の最短勤務時間数・コアタイムが免除される日を加える。

## 〔措置内容〕

## 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 各省各庁の長がフレックスタイム制により勤務時間を割り振ることとした場合に、あらかじめ職員に周知する事項として、次のア・イを加える。  
ア 1(1)①a・④aの各省各庁の長があらかじめ定める時間  
イ 1(1)①a・②a・③aの各省各庁の長があらかじめ定める一定の日

## (4) 別段の定め of 包括承認の廃止

## 〔説明〕

特定研究職員、任期付研究員及び研究支援職員については、現在、試験研究業務の特殊性により早朝からの実験業務等を行うことが業務上不可欠であると認める場合に、始業の時刻を午前5時以後に設定することができるよう、各省各庁の長がフレックスタイム制による勤務時間の割振りの基準について別段の定めをすることについて人事院の包括承認がなされている（平成28年職職—85）。

1(1)のとおりにフレキシブルタイムの始まる時刻を午前7時から午前5時に改めることを踏まえ、この包括承認を廃止する。

## 〔措置内容〕

【「人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第32条の規定に基づく別段の定めについて（平成28年3月25日職職—85）」の廃止】

## II 休憩時間制度の柔軟化

### 1 連続勤務時間の規制の柔軟化

#### 〔説明〕

休憩時間は、疲労を排除して勤務能率を維持する観点から、おおむね毎4時間（最大限4時間30分）の連続する正規の勤務時間の後に置くことを原則としている。しかし、例えば昼休み後の連続勤務時間が4時間30分を超える場合であっても、終業時刻に近接して再度の休憩時間を置かなければならないとすると、かえって勤務能率の低下や、拘束時間が長くなることによる疲労蓄積を招くおそれがある。

これを防止する観点から、官執勤務及びフレックスタイム制の場合には、現在、4時間30分を超えて勤務時間を連続させることができる特例が次のとおり設けられている。これらの特例は、昼食時等に一齐に休憩を与えることを念頭に、昼食の時間帯等に休憩時間を置くことを要件としており、最長で6時間30分までの連続勤務時間が認められているものがある。

- 官執勤務制及びフレックスタイム制で、おおむね毎4時間の原則によると能率を阻害すると認める場合（人事院規則15—14）
  - ・ 12時～13時の時間帯において、連続勤務時間が5時間30分を超えることになる前に休憩時間を置くこと。
  - ・ 官執勤務の場合には当該休憩時間の終わる時刻から連続勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に、フレックスタイム制の場合には17時～19時の時間帯において連続勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に、休憩時間を置くこと。
- フレックスタイム制で、終業の時刻を20時以前とする場合（平成28年職職—156）
  - ・ 原則60分以上の休憩時間を、当該休憩時間の前後の連続勤務時間が6時間30分を超えないように置くこと。
- 官執勤務制で、育児・介護、超過勤務による疲労蓄積防止、修学等のため又は障害の特性等に応じるため早出遅出勤務をし、1日7時間45分の勤務時間を7時～22時の時間帯に割り振る場合（平成30年職職—259）
  - ・ 原則60分の休憩時間を11時30分～13時30分又は17時～19時のいずれかの時間帯に置くこと。



- ・ 当該休憩時間の前後の連続勤務時間が6時間30分を超えないこと。
- 官執勤務制で、1日の勤務時間が7時間45分である場合（新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえた当分の間の措置）（令和2年職職—96）
  - ・ 原則60分の休憩時間を11時30分～13時30分の時間帯に置くこと。
  - ・ 当該休憩時間の前後の連続勤務時間が6時間を超えないこと。

昨今、テレワークやフレックスタイム制等による柔軟な働き方が広がる中で、同一の部署の職員に休憩時間を一斉に付与する必要性が低下している場合がある。特に在宅勤務の場合、職員のライフスタイルによって休憩時間を置くことを希望する時間帯が区々であると考えられるところであり、昼食の時間帯等に休憩時間を置くことを要件としている現行の特例措置は、弾力性に欠ける面もある。

このため、おおむね毎4時間の原則は存置した上で、特例措置について、休憩時間を置く時間帯にかかわらず、最長で6時間30分まで勤務時間を連続させることができるよう改める。ただし、この特例措置は、勤務能率の低下や疲労蓄積を防止するためのものであることを踏まえ、各省各庁の長が公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認める場合に限られるものとする。

また、官執勤務職員と同様の勤務時間帯に勤務する交替制等勤務職員については、官執勤務職員と同様の休憩時間の置き方をすることができるよう特例が認められているところ（平成30年職職—260）、官執勤務職員の休憩時間の特例措置を改めることに伴い、必要な改正を行う。あわせて、1日5時間以内の勤務時間が割り振られた育児短時間勤務職員等について休憩時間を置かないことができる特例（平成21年職職—66）についても所要の整理を行う。

#### 〔措置内容〕

##### 【人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正】

- ・ 各省各庁の長は、官執勤務制又はフレックスタイム制により勤務時間を割り振る場合において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、連続する正規の勤務時間が6時間30分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができるよう改める。

【「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について（平成28年6月16日職職—156）」の廃止】

【「早出遅出勤務に係る休憩時間の特例について（平成30年12月13日職職—259）」の廃止】

【「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について（令和2年2月25日職職—96）」の廃止】

【「特別の形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間及び休息時間の特例について（平成30年12月13日職職—260）」の一部改正】

【「育児短時間勤務職員等の休憩時間及び休息時間の特例について（平成21年2月27日職職—66）」の整理】

- ・ 交替制等勤務職員が官執勤務職員と同様の勤務時間帯に勤務する場合の休憩時間の特例及び育児短時間勤務職員等が1日5時間以内の勤務時間を割り振られた場合の休憩時間の特例について、所要の改正等を行う。

## 2 フレックスタイム制の場合における職員の申告を考慮した休憩時間の設定の導入

### 〔説明〕

Iのとおりフレックスタイム制を柔軟化する趣旨を踏まえれば、休憩時間の一斉付与の必要性が低下するとともに、職員が休憩時間を置くことを希望する時間帯が区々となっている中で、フレックスタイム制の場合の休憩時間についても、職員が個々のライフスタイルや業務の状況などに合わせて希望する任意の時間帯に置くことが適当である。

このため、フレックスタイム制が適用される職員から休憩時間の申告があった場合には、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。

ただし、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、当該申告を行った職員の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとし、この場合であっても、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

また、当該申告は、休憩時間の基準に適合するものでなければならず、かつ、休憩時間申告簿により行うものとする。

なお、職員からの申告を考慮して休憩時間を置く場合であっても、現行と同様、原則として、休憩時間をコアタイム（当該部局又は機関に勤務する職員に共通する勤務時間）の時間帯に置くことはできない。

### 〔措置内容〕

【人事院規則15—14の一部改正】

- ・ 各省各庁の長は、フレックスタイム制により勤務時間を割り振る場合におい

て、職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院が定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

- ・ 当該申告は、休憩時間の基準に適合するものでなくてはならず、かつ、休憩時間申告簿により行うものとする。

#### 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、当該申告を行った職員の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、休憩時間の始まる時刻又は終わる時刻を申告されたものとは異なるものとすることができる。この場合においては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- ・ 休憩時間申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の氏名

イ 申告の対象とする期間

ウ 休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻又はこれに代わる休憩時間の形態

エ 本人の確認

オ 申告年月日

### Ⅲ その他

#### 〔説明〕

休憩時間については、延長や追加をすることができる特例が設けられており、この特例を適用した官執勤務職員については、現在、始業の時刻を午前7時以後に設定することとされている。

また、育児・介護を行う職員の早出遅出勤務や修学等のための早出遅出勤務、障害の特性等に応じた早出遅出勤務については、現在、始業の時刻を午前7時以後とすることとされている（平成10年職福—443、平成18年職職—157、平成30年職職—247）。

I 1 (1)のとおりにフレックスタイム制のフレキシブルタイムの始まる時刻を午前7時から午前5時に改めることを踏まえ、これらの始業の時刻を午前5時以後に設定することができるよう改める。

## 〔措置内容〕

## 【「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正】

- ・ 休憩時間の延長又は追加をした官執勤務職員の始業の時刻は、「午前7時以後」に設定するものとされているところ、「午前5時以後」に改める。

## 【「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」（平成10年職福—443）】

## 【「修学等のための早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について（平成18年4月25日職職—157）」の一部改正】

## 【「障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針について（平成30年12月7日職職—247）」の一部改正】

- ・ 育児又は介護を行う職員に早出遅出勤務をさせる場合、1日の正規の勤務時間が7時間45分とされている職員に修学等のための早出遅出勤務をさせる場合又は1日の正規の勤務時間が7時間45分とされている障害者である職員に早出遅出勤務をさせる場合には、始業の時刻を「午前7時以後」とすることとされているところ、「午前5時以後」に改める。

## IV 施行期日・経過措置

## 〔説明〕

改正人事院規則等は、令和5年4月1日から施行する。

なお、フレックスタイム制の単位期間が施行前後をまたぐ場合、当該単位期間のうち施行日以後に係る勤務時間の割振りは、改正人事院規則の施行によりリセットされることから、新たに施行日から始まる4週間の単位期間について、職員による申告と各省各庁の長による勤務時間の割振りを行う必要がある。このため、施行前後をまたぐ単位期間について勤務時間を割り振るに当たっては、施行前後で勤務時間に大きな偏りが生じないようにすることが適当である。

ただし、フレックスタイム制の勤務の形態による育児短時間勤務の期間が施行前後をまたぐ場合には、施行日以後も引き続き当該形態による育児短時間勤務をすることができるよう必要な経過措置を設ける。

## 〔措置内容〕

## 【人事院規則15—14の一部改正等】

- ・ 改正人事院規則等は、令和5年4月1日から施行する。

## 【人事院規則19—0の一部改正】

- ・ フレックスタイム制の適用を受ける職員であって、改正規則の施行の際現に育児短時間勤務をしているものの勤務形態については、なお従前の例による。

以 上